

継続研修 年 1 回以上

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅等を提供した日から 5 年間保管する。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。